

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費（令和４年度決算）

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、さらに令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和4年度湧別町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	121,601千円
（歳出）	社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費	786,005千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

科目名		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国道支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	343,667	256,620	1,285	30,377	55,385
	老人福祉費	11,364	0	1,783	3,394	6,187
	児童措置費	101,735	70,733	16,209	5,240	9,553
	母子福祉費	3,620	607	2,066	335	612
	小計	460,386	327,960	21,343	39,346	71,737
社会保険	社会福祉総務費	62,431	46,823	0	5,528	10,080
	介護事業費	186,147	10,552	0	62,196	113,399
	後期高齢者医療費	43,139	32,354	0	3,820	6,965
	小計	291,717	89,729	0	71,544	130,444
保健衛生	予防費	33,902	154	3,509	10,711	19,528
	小計	33,902	154	3,509	10,711	19,528
合計		786,005	417,843	24,852	121,601	221,709

※事務費及び人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)については除外しています。